

## 三重県議会議会活動計画の改定案概要

## 1 改定の考え方

## (1) 提言事項の反映

「4年間を通じた議会活動の評価及び次期改選後議会への提言」における提言事項を反映する。

## (2) 議会活動を体系的に整理

議会基本条例に規定されている4つの基本方針に沿って「取組内容」を体系的に整理する。

## (3) 評価対象の拡大

改定前活動計画では常任委員会活動のみを評価対象としていたが、評価対象を拡大し、広聴広報会議及び特別委員会についても評価対象とする。

## 2 主な改定箇所

## (1) 「1計画の趣旨（改定前項目）」について

改定前活動計画では各常任委員会に焦点を当てた趣旨説明となっていたが、改定案においては基本条例に基づいた議会活動の基本とすべき4つの基本方針に沿って議会活動が行われ、議会活動が効果的に行われるために議会活動計画を策定する旨を体系的に説明する記述とする。

## (2) 「4取組内容（改定前項目）」について

4つの基本方針に沿って取組内容を体系的に整理する。

## ① 開かれた議会運営の実現

## 【議会広聴広報計画の策定等】

「議会広聴広報計画の策定」、「会議の公開」及び「各種媒体による広報」について新たに記述する。

## 【参考人制度等の活用】

提言を反映し、参考人制度等の活用について独立した取組項目として記述する。

## 【請願への対応】

請願への対応について新たに記述する。

## ② 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進

## 【委員会審議の活性化】

提言を反映し、「積極的な議員間討議」、「委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整」及び「連合審査会の活用」について新たに記述する。

## 【総合計画に係る調査・審査】

提言を反映し、審査・調査方法等議会の関わり方について記述する。

## 【重点調査項目】

年間の委員会活動が計画的に行われるとともに重点調査項目を定めて必要な調査・審査を行っていく旨を体系的に整理して記述する。

### ③ 独自の政策提言と政策立案の強化

基本方針に定める「独自の政策立案や政策提言に取り組む」のための取組（政策に係る議員提出条例の制定及び検証、議員発議に係る意見書・決議の提出、特別委員会等の設置、議会図書室の活用）について新たに記述する。

### ④ 分権時代を切り開く交流・連携の推進

基本方針に定める「分権時代を切り開く交流・連携の推進」のための取組（全国都道府県議会議長会、各議長会議、紀伊半島3県議会交流会議）について新たに記述する。

## (3) 「5 取組成果の確認、6 継続的な改善活動（改定前項目）」について

取組評価制度に関する記述を体系的に整理する。

### ① 年次毎の評価

#### 【チェックシート】

提言を反映し、チェックシートに新たに「基本方針」欄と「取組方向」欄等を追加する。

#### 【広聴広報会議、特別委員会による自己評価】

提言を反映し、「個々の取組に応じた適切な評価主体の設定」として広聴広報会議及び特別委員会を評価主体として追加する。

### ② 議員任期4年間を通じた評価及び提言

#### 【県民意識調査の実施】

提言を反映し、議会の自己評価だけではなく県民意識調査を実施することにより県民が主体的に議会の取り組みの目的等を理解することができる評価制度とする。

#### 【複数外部有識者からのアドバイス】

提言を反映し、4年間を通じた議会活動の評価を行うに当たって客観性を確保するために複数の外部有識者等からのアドバイスを受けるなどの検討を行うこととする。

## 3 スケジュール案

5月20日（月）：代表者会議において、議会改革推進会議での検討を決定

6月 3日（月）：推進会議 役員会において検討の場の決定

議会活動計画の改定案概要の提示

6月10日（月）：推進会議 役員会において議会活動計画（素案1）の提示

- 6月17日（月）：推進会議 役員会において素案の修正に関する協議
- 6月26日（水）：推進会議 役員会において議会活動計画（素案2）の提示
- 7月12日（金）：推進会議 役員会において議会活動計画（素案3）の提示
- 7月23日（火）：推進会議 役員会において修正案の協議（予備）
- 9月定例会会議中：推進会議 総会において計画案の決定
- 9月定例会会議中：代表者会議において計画の決定







## 1 年次毎の評価

- (1) 常任委員会による自己評価
- (2) 広聴広報会議による自己評価
- (3) 特別委員会による自己評価
- (4) 代表者会議による評価の取りまとめ

## 2 議員任期4年間を通じた評価及び提言

- (1) 議会改革推進会議における協議
  - ア 県民意識調査の実施
  - イ 評価の客観性の確保
- (2) 4年間を通じた自己評価及び提言

## IV 計画の変更・進捗管理